

【概要】

県では、平成27年度から「地域医療介護総合確保基金」を財源とした介護施設整備事業を実施しています。

県における来年度予算の要求等に向けて、令和6年度の所要額を把握する必要があるため、以下のとおり調査を行います。

【留意事項】

- ① **令和6年度**に本補助金を活用して実施する予定の事業を回答してください。
- ② この補助金は、補助所要額を上限として、事業に要した対象経費を補助するものです（原則として精算払）。
- ③ 施設種別によって、補助対象の可否、補助単価等が異なりますので、御留意ください。
- ④ 本調査への回答をもって、予算化が確約されるものではありません。
- ⑤ 補助メニューは令和5年度時点のものであり、今後追加、削除又は変更される可能性があります。

【調査対象施設】

県内に所在する以下の施設（県所管、市町村所管問わず）

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	介護老人保健施設
介護医療院	養護老人ホーム
軽費老人ホーム	認知症高齢者グループホーム
小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所
ケアハウス (軽費老人ホームで特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	介護付きホーム (有料又はサ高住であって特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

【回答期限】

令和5年8月3日（木）午後11時59分

※要望がない場合は、回答不要です。

期限までに回答がない場合、「要望なし」とみなします。

【回答方法】

県電子申請システムにより回答してください。

URL：<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/wpfVdRs1>

【問合せ先】

担当：宮崎県福祉保健部長寿介護課施設介護担当

電話：0985-26-7058

メール：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp

## 【事業：問9関係】災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備

## 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業

## 【概要】

災害レッドゾーン（※）に所在する老朽化した広域型施設の移転改築に要する費用の一部を補助する。

## ※ 災害レッドゾーン

都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。具体的には、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域となる。

## 【対象施設】

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

## 【補助単価】

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	25,000～56,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数
介護医療院	25,000～56,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,380 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。

※ 定員29人以下の介護施設については、従前より整備費の対象であることから、引き続き、移転建替等も補助対象とする。

## 【事業：問10関係】災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備

## 1 災害イエローゾーン

## (1) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域

## (2) 浸水想定区域等

- a 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- b 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- c 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)による改正前の特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

## 2 対象施設

- (1) 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- (2) 広域型(定員30人以上)の介護老人保健施設
- (3) 広域型(定員30人以上)の介護医療院
- (4) 広域型(定員30人以上)の養護老人ホーム
- (5) 広域型(定員30人以上)のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。)

## 3 対象事業

- (1) 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深(以下、「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。)が1メートル以上に指定されている場合
- (2) 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合。

## 4 整備内容

原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築(対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。)事業についても対象とすることができる。

- (1) 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- (2) 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- (3) 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- (4) 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- (5) 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

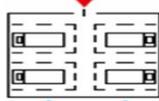
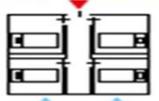
【事業：問1 1 関係】既存施設のユニット化改修

- 「個室 → ユニット化」改修：1,300 千円／1 床
- 「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修：2,600 千円／1 床
- ア 特別養護老人ホームのユニット化
- イ 介護老人保健施設のユニット化
- ウ 介護医療院のユニット化

【事業：問1 2 関係】特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修

**特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（拡充）**

居住環境の質を向上させるために行う**多床室のプライバシー保護のための改修について**、これまでの特別養護老人ホームに加えて、**併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。**

(現行の補助対象施設)	(拡大後の補助対象施設)	(最大補助単価)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別養護老人ホーム</li> <li>※ 定員規模は問わない。</li> </ul> <p><small>カーテン等で仕切られているタイプ。個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。</small></p>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別養護老人ホーム 及び併設されるショートステイ居室</li> <li>※ いずれも定員規模は問わない。</li> </ul> <p><small>天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。</small></p>  	1 定員あたり  73.4万円

(補助要件等)

- 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める。
- 1人当たりの面積基準は設けないが、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たすこと。
- 既に特養のプライバシー保護改修を実施済みの場合、併設されるショートステイ用居室のみ改修することも可能。

【事業：問1 3 関係】介護施設等の看取り環境の整備

**介護施設等における看取り環境整備推進（新規）**

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、**看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備について補助する。**

(補助対象施設等)	(最大補助単価)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別養護老人ホーム</li> <li>● 介護老人保健施設</li> <li>● 介護医療院</li> <li>● 養護老人ホーム</li> <li>● 軽費老人ホーム</li> <li>● 認知症高齢者グループホーム</li> <li>● 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>● 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>● 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>※ いずれも定員規模は問わない。</li> </ul>	1 施設あたり  350万円

<改修前の例>



➡

<改修後の例>



(補助要件等)

- 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保すること（施設の状況に応じて、様々な改修が考えられるため、個室の床面積基準は設けない）。
- 整備した個室は、看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。